

八千代町社宅・社員寮整備支援事業助成金 Q & A

Q 1. だれが助成の対象となりますか？

A. 社宅・社員寮を建設、または建設して賃貸借する事業者（個人または団体）が対象となります。ただし、地方公共団体およびその関係機関は除きます。

Q 2. 助成金はいくらですか？

A. 社宅・社員寮として整備した戸数に応じて、50万円から最大300万円までの助成金が交付されます。

賃貸借の場合は、助成金額に1／2を乗じた金額を貸主、借主にそれぞれ支給します。さらに、町の保留地を購入して建設した場合は、面積に応じて、上乗せの助成金（1平方メートルあたり2,000円で最大100万円）が交付されます。

Q 3. 八千代中央土地区画整理地の保留地500m²を購入し、社宅・社員寮として1棟（20戸）を整備しました。助成金はいくらになりますか？

A. 整備戸数に応じた助成金300万円に加え、保留地の購入助成金として100万円が交付され、合計400万円となります。

Q 4. 社宅・社員寮の整備戸数は6戸ですが、当初入居者が3戸（家族）の場合、助成金はいくらになりますか？

A. 最初に入居する方が本町に住民登録した時点で、空き部屋があっても、整備戸数に応じて助成します。

Q 5. 既存の民間賃貸住宅を社宅・社員寮として、一定期間借り上げて使う場合は、対象となりますか？

A. 平成28年3月1日以降に新たに整備した民間賃貸住宅が対象となりますので、既存の民間賃貸住宅をそのまま借り上げた場合は、対象外となります。

Q 6. A事業者の2箇所の工場（事業所）の従業員が、社宅・社員寮として使う場合、対象となりますか？

A. あくまで1事業者の従業員の居住のためであれば、対象となります。

●その他 詳細については、下記へお問い合わせください。

問合せ：企画財政部 まちづくり推進課 総合戦略室

〒300-3592 八千代町大字菅谷1170（役場庁舎3階）

電話：0296-48-1111（内線3230）

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで